

助成金交付規程

（通則）

第1 この規程は、林業従事者等確保緊急支援対策実施要領（令和4年12月2日付け4林政経第818号林野庁長官通知、【最終改正】令和7年12月16日付け7林政経第243号。以下「実施要領」という。）第2の4（2）に基づき、一般社団法人全国林業改良普及協会（以下「全林協」という。）による令和7年度地域間・産業間連携労働力確保事業において助成する助成金（以下「助成金」という。）について定める。

（適用範囲）

第2 全林協が行う助成金の交付は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」、「林業従事者等確保緊急支援対策補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林政経第816号農林水産事務次官依命通知」、実施要領、「林業従事者等確保緊急支援対策実施要領の運用」（令和8年3月23日付け7林政経317号 林野庁林政部経営課長通知）及び「地域間・産業間連携労働力確保事業公募要領」、その他法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第3 この助成金は、認定事業主（※1）又は選定経営体（※2）である林業経営体（以下「対象経営体」という。）が行う施業適期等の異なる（※3）他地域（以下「地域間」という。）又は繁忙期等の異なる（※4）農業・建設業等の他産業（※5）（以下「産業間」という。）との連携により労働力を確保する取組を支援するため、当該地域間連携又は産業間連携の実施に必要な旅費及び安全講習等に要する経費を助成することを目的とする。

※1 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主

※2 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

※3 林業作業に係る気象条件、地理的条件、施業内容、労働需要の動向その他これらに類する事情並びに経営体ごとの繁忙期、経営状況、事業特性その他の事情が異なること。

※4 繁忙期・閑散期の差異、業務特性又は雇用需要の変動等が異なること。

※5 「産業間」における他産業とは「主たる業務が林業以外」であり、「林業」とは林業経営体に雇用され、木材生産を行なうための一連の作業工程及び森林作業道の開設等これに不可欠な作業を含む。なお、林業経営体に雇用されていても、事務や製材等の業務は「林業」に該当しない。また、「主たる業務が林業以外」には、業務に従事していない場合も含まれる。

(事業の内容及び助成金交付対象者)

第4 本事業の内容及び助成金交付対象者は、別表1のとおりとする。

(交付の対象及び助成の上限)

第5 全林協は、申請者が行う地域間・産業間連携を実施するために必要な旅費及び安全講習等に係る費用のうち、助成金の交付対象として公募要領に定める助成対象経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象の事業経費及びこれに対する助成の上限は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第6 助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による交付申請書を全林協に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請者は、助成金等の交付申請に当たり、付された条件を約した「誓約書」（別記様式第10号）を添付しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付申請書の提出期限は、全林協が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 全林協は、第6の交付申請書の提出があったときは、審査の上、助成金を交付すべきと認めたものについて速やかに別記様式第2号により交付決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9 申請者は、第6の交付申請書を取り下げようとするときは、第8の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書(任意様式)を全林協に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 申請者は、第8の交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、全林協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を全林協に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費の額を変更しようとするとき。ただし、第12の軽微な変更を除く。
- (2) 第8の交付決定によって助成金を交付すべきものと認めた事業(以下、「助成事業」という。)の内容を変更しようとするとき。ただし、第12の軽微な変更を除く。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 全林協は、前項の承認をする場合において、必要に応じ別記様式第4号により交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延等届出書を全林協に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 申請者は、助成事業の遂行及び収支の状況について、全林協の要求があったときは速やかに別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、全林協に提出しなければならない。

(概算払)

第 15 全林協は、助成金の全部又は一部についての概算払は交付しない。

(実績報告)

第 16 申請者は、助成事業が完了した日（第 11 第 1 項第 3 号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）から起算して 15 日以内、もしくは全林協が定めた日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号による実績報告書を全林協に提出しなければならない。

2 第 6 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした助成事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに全林協に報告するとともに、全林協による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により全林協に報告し、全林協は助成事業者から提出のあった消費税仕入控除税額報告書をまとめて翌年 6 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

ただし、全林協から助成事業者に助成する際、予め消費税相当額を減じて助成を行った場合にあっては助成金の返還は発生しないため別記様式第 8 号による報告又は提出を省略することができる。

(助成金の額の確定等)

第 17 全林協は、第 16 の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の検査を行い、その報告に係る助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第 9 号により申請者に通知するものとする。

(助成額の再確定)

第 18 申請者は、第 17 の助成額の確定通知を受けた後において、申請者に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により助成事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全林協に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 に準じて提出しなければならない。

2 全林協は、前項の実績報告書の提出を受けた場合は、第 17 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 全林協は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第19 全林協は、第11第1項第3号の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 申請者が、法令、本交付規程又は法令に基づく全林協の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 申請者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(3) 交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 全林協は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 全林協は、本事業に関して、申請者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を国に返還するものとする。

(助成金の経理)

第20 申請者は、助成事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定の際付すべき条件)

第21 全林協は、申請者に第8の交付決定を行うときは、第11から第14まで、第16及び第18から第20までに定める条件を付すものとする。

附則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第4関係)

事業内容	助成金交付対象者
地域間・産業間連携の実施	対象経営体（認定事業主又は選定経営体） ※1 地域間連携において、連携する経営体間の距離は問わない。 ※2 本事業の令和8年度の期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年2月12日（金）までとする。

別表2 (第5関係)

事業の区分	事業経費	助成の上限	重要な変更	
			経費の増減	事業内容の変更
地域間連携	施業の請負契約または在籍型出向契約による労働力の確保に伴い発生する労働者の移動に必要な経費とし、車賃（社用車及び自家用車の燃料代等）、交通費（有料道路料金、レンタカー料金、公共交通料金等）、宿泊料（宿泊施設利用料金、車中泊等に伴う施設利用料金等）、旅行に伴う日当とする。 なお、車賃、交通費に距離要件は設けない。 ただし、宿泊料の助成は原則として60km以上の通勤距離や気候条件等により労働者が安全に通勤できない状況で	1 経営体当たり200万円を上限ただし、事業経費の1/3以内 なお、対象経営体の事業において、スギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占める場合に限り、助成割合を1/2以内とする。	事業経費の30%を超える増減	事業内容の変更に伴う「事業の区分」の欄に揚げる事業経費の新設又は廃止

	<p>あると受入経営体が合理的に判断できる場合に限る。</p> <p>また、対象期間に休日や祝日、不稼働日が含まれる場合は宿泊実績に応じるものとする。</p> <p>宿泊料については、連携の期間内の宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）及び礼金）が、全林協が実施要領第4の5（2）に基づく規程に定める上限単価を用いて算出した同期間の宿泊料の額と比較して安価であった場合、宿舍借上げに係る経費を助成対象とすることができるものとする。</p>			
産業間連携	<p>対象経営体が産業間連携によって受け入れる現場従事者に安全な林業作業方法を習得させるために必要な経費</p>	<p>1 経営体当たり 70 万円を上限 なお、対象経営体の事業において、スギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占める場合に限り、100 万円を上限とする。</p>		